

放送大学学園監査室規程

令和6年8月27日
放送大学学園規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則（平成15年10月11日放送大学学園規則第3号）第8条の4の規定に基づき、監査室に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 監査室は、本学園の業務及び会計全般にわたる運営・執行の実態を把握し、本学園の運営方針及び計画並びに関係法令等に基づく運営・執行状況等を監査することにより、効率的かつ効果的な業務運営の遂行に寄与し、もって本学園の健全な発展を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 監査室は、次の業務を行う。

- 一 監事監査の補助に関すること。
- 二 公認会計士又は監査法人の選定に関すること。
- 三 学園の行う業務及び会計の内部監査に関すること。

(室長)

第4条 監査室に、室長を置く。

- 2 室長は、理事長の命を受け、監査室の事務を処理し、室員を指揮監督する。

(室員等)

第5条 監査室に、室員を置くことができる。

- 2 室員は、室長の命を受け、監査室の事務を処理する。
- 3 室長が必要と認めるときは、理事長の承認を得て、室員以外の職員に監査を行わせることができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、監査室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年8月27日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。